特許表示に関する台湾実務解説

特許表示に関する台湾実務解説..2

特許証書番号の具体的な表示方法の問題について..5

特許表示に関する台湾実務解説

2010.4

一　特許表示に関する現行規定
二　特許表示の立証責任の帰属
三　裁判実務
（一）最高裁判所の特許番号の未表示に関する見解
（二）知的財産裁判所の特許番号の未表示に関する見解
四　特許表示の方法
五　不実表示の法律効果
六　関連法改正の最新動向

一　特許表示に関する現行規定

専利法第 79 條により、特許権者に対し特許の番号の表示が義務付けられている。「特許権者は、特許に係る物品又はその包装に特許証書の番号を表示しなければならず、また実施権者又は強制実施権者にも番号の表示を要求することができる。表示をしなかった場合、損害賠償を請求することができない。但し、権利侵害者が特許物品であることを知っていて、又はそれを知り得ることを証明するのに足りる事実がある場合は、この限りでない。」。同条は実用新案・意匠に準用する。即ち、特許権者には特許物品又は当該物品の包装パックに特許証書の番号を表示する義務があり、かつこの義務を果たすことは損害賠償請求をするときの構成要件の一つである。要するに、特許物品又はその包装パックに特許番号が表示されていない場合、特許権者は、権利侵害者がそれを特許物品と明らかに認識している、又はそれを知りうることを証明するのに足りる事実を立証しない限り、侵害者に対する損害賠償請求が認められない。

二　特許表示の立証責任の帰属

最高裁判所は 87 年度台上字第 921 號民事判決で、「否認者は立証不要」という立証責任分配原則により、被告（権利侵害容疑者）が専利法第 79 条を根拠に特許権者に損害賠償請求権がないことを抗弁するときは、原告、即ち特許権者は特許物品における特許証書番号表示又は被告が特許物品の存在を明らかに知っている、又は知りうることを立証する責任を負う。但し、同条但し書の規定、また実務上特許権者は訴訟に先立って警告書を侵害者に送付することが多いので、立証責任を負わせることで訴訟において不利益を受けることにはならないだろう。なぜなら、侵害者は警告書によって特許物品の存在を知ることができるからである。

三　裁判実務

（一）最高裁判所の特許番号の未表示に関する見解

専利法により特許物品又はその包装に特許証書の番号が表示されているかどうかは重要な攻撃方法との見解が、最高裁判所から示されている。同裁判所は 97（西暦 2008）年度台上字第 365 號民事判決で、特許権者は訴訟において検証のために提出した特許製品に特許表示が為されているものの、その販売する全ての特許製品に特許番号が表示されたラベルが貼られたかどうかを保証することができないため、最高裁はこれを理由に原判決を破棄して差し戻した。そしてほかの判決では、係争特許製品にはこの製品に関して特許権があり模倣を禁止する、またカタログにも特許出願中という警告文が表示されているが、それでも特許権者が法により特許番号表示の義務を果たしていると認定できず、加えて原審では双方当事者はライバル同士で、必ず相手方の製品に留意するに違いないことや、国内の特許データバンクによる検索サービスが普及していることなどを理由に権利侵害容疑者が係争特許を知らないはずはないとした原判決を理由不十分で破棄した（最高裁判所 97 年度台上字第 754 號民事判決）。以上の判決から、最高裁判所は専利法第 79 條但し書規定が権利侵害に対する損害賠償請求のための特別要件であり、故意過失の主観要件ではないと考えている結論が得られる。特許権者が法により特許表示の義務を果たしていれば、権利侵害者は故意過失が求められる権利侵害の主観要件を満たしたと推定することができる。逆に、法に基づく特許表示をしていないが、権利侵害者がそれを特許物品と明らかに認識している、又はそれを知りうることを証明するのに足りる事実を立証さえできれば、

例えば警告書を送付するなど、上記主観要件を満たしたと推定することもできる。

（二）知的財産裁判所の特許番号の未表示に関する見解

台湾知的財産裁判所は発足して間もないが、特許表示に関する判決を三件出している。その判決で示された見解から、同裁判所が特許表示の有無及び専利法第 79 条但し書規定に該当するかについて、他の裁判所のこれまでの司法判断より比較的実務的であるといえる。例えば同裁判所は 97 年度民專上易字第 4 號民事判決で、係争特許製品の外包装に特許権者が所有する特許の番号が表示されていると直接認定し、かつその製品の外側の包装パックに貼付された注文書（発注書）も証拠になる。これなら合法的な特許表示とみられる。もう一件は、特許権者は法に従った特許表示をしたと証明することができないが、権利侵害と訴えられた控訴人が、他人の特許を侵害することになるかどうか、特許事務所に調査を依頼したため、特許権者の特許権の存在を知っていたと自ら認め、同条但し書規定の規定に該当するとされた。（知的財産裁判所 97 年度民專上易字第 3 號民事判決）。

四　特許表示の方法

特許証書の番号はなるべく直接特許物品に表示したほうが望ましいが、物品の体積が小さい、或いは番号が多い場合、物品の包装パック或いは製品カタログに表示してもよい。中国語で表示する場合は例えば「中華民国第 XXX 号発明專利（発明專利：特許、新型專利：実用新案、新式様專利：意匠）」、英語で表示する場合は例えば「R.O.C. Patent XXX」或いは「R.O.C. Pat.XXX」。マーケッティング活動を考えて、商品が流通する市場に通用する言葉で表示すべきである。もし単一物品に多くの特許がある場合、例えばノートパソコンに搭載する液晶パネル、キーボード、集積回路、メインボード、USB ポートなどのパーツでそれぞれ特許が違う場合、該当特許ごとに一々番号を表示しなければならない。

五　不実表示の法律効果

若し、特許を出願していない、或いは出願中であって特許査定が未だ出ていないのに、製品またはその包装に特許番号をでっち上げた場合、特許番号の不実表示による法律責任が追及される可能性がある。不実表示は刑法、公平取引法、商品表示法又は民事の権利侵害行為（不法行為）などの関連法規で規制する対象としてその関連規定が現行專利法から姿を消した。その一方、実務上特許番号の不実表示で、公平取引委員会から処分されたケースが少なからずある。したがって、特許物品に非ず、又は特許方法で製造された物でないのに、特許番号を表示した場合、公平取引法違反に要注意。

公平取引法第 21 條第 1 項は「事業者は、商品若しくはその広告、若しくは其の他公衆に知らせる方法で、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造日期、使用期限（賞味期限）、使用方法、用途、原産地、製造者、製造地、加工者、加工地等について、虚偽不実若しくは錯誤を招く表示又は標識をしてはならない。」と定めている。今まで公平取引委員会は同条を根拠に不実表示と認定した態様は、「特許権を取得していないのに、特許表示をする」、「既に権利期間が満了した特許に基づく表示をする」、「未実施の特許を表示する」などが挙げられる。同法第 41 条により、公平取引委員会は不実表示について次のいずれかの処分にすることができる。

（一）期間を限定してその行為の停止、改善又は必要な是正措置をとることを命ずる。
（二）新台湾ドル 5 万元以上、2,500 万元以下の過料に処する。
（三）期間を超えてもなお改善をしない場合、継続して期間を限定してその行為の停止、改善又は必要な是正措置をとることを命ずることができる。

六　関連法改正の最新動向

知的財産局が 2009 年年 3 月 2 日に公告した專利法の一部を改正する案（仮）では、第 79 条が削除されることになっていたが、パブリックコメントを取りまとめた結果、同条は第 100 条に移設され、「特許物品には特許証書の番号を表示しなければならない。特許物品に表示することができない場合、ラベル、包装又は其の他他人が認識しうる顕著な方法で表示することができる。表示を付け加えなかった場合、損害賠償請求時に侵害者がそれを特許物品と明らかに知りながら、又は知り得ることを証明するのに足りる事実があることを立証しなければなら

ない。」という内容に改められている。

TIPLO Attorneys-at-Law

特許証書番号の具体的な表示方法の問題について

１、特許物の表示は、例えば半導体製造装置の中の「△△△」である場合、長期にわたり、正常な稼働情況で、高温環境下に曝されるために製品に直接貼ることができません。

２、考えられる「特許表示」の方法

2－1 方法の一　次に掲げるラベルは当該「△△△」のパッケージへの貼付が可能です。

2－2 方法の二　次に掲げるラベル内容は当該「△△△」の「取扱説明書」に印刷することが可能です。

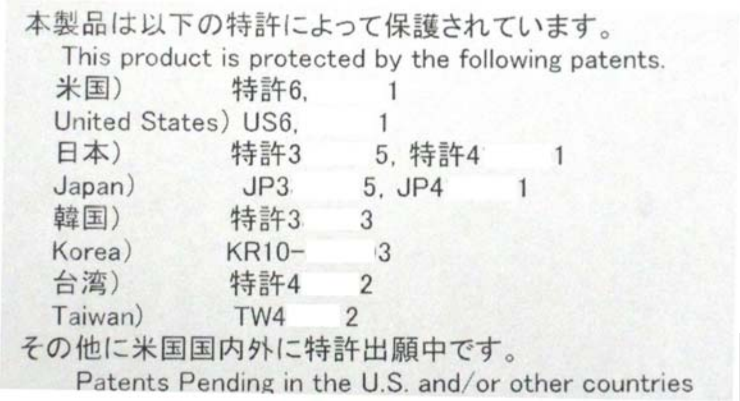

本製品は以下の特許によって保護されています。
This product is protected by the following patents.

米国）	特許6, 1
United States）	US6, 1
日本）	特許3 5, 特許4 1
Japan）	JP3 5, JP4 1
韓国）	特許3 3
Korea）	KR10- 3
台湾）	特許4 2
Taiwan）	TW4 2

その他に米国国内外に特許出願中です。
Patents Pending in the U.S. and/or other countries

３、具体的な問題

3－1　表示の内容に規制があるかどうかについては、特別な規制が設けられていないのが現況です。

特許表示の内容は、前記添付の通りに、また、中華民国における特許を含むその他の国の特許に相応する特許番号も同時に付することができます。

3－2　具体的な表示方法及び新法の立法趣旨を現行法にも適用できるかどうかについて

もし、特許物の使用形態又は性質により、直接表示することができない場合でも、上記の表示方法はいずれも現行法にも、また「新法」にも合致します。また、現行法の適用及び解釈は「新法改正草案立法趣旨」により釈明、適用できることになっています。

3-3 「特許表示」をどのように挙証するかについて

前記の特許物である「△△△」が市場に公開販売されている物品ではなく、単に特定のクライアントに対して個別に販売しているだけであれば、特許権者は、未開封時の外観に特許表示のついている状態を証拠に資するために、写真を撮るなど、証明に足りるどのような方法も採ることができます。

3－4　表示証拠の援用については、特許製品の供給がストップして「特許表示」の提供も一時不可能になった場合でも、過去の表示証拠を続き援用することができます。また、販売事実がなかった場合でも、「公告」により侵害者が「知り得る」ことを証明できることは、数多くの判例で裏付けられているようです。

3－5　特許公告又は公開公告を、第三者が『特許物であることを知り得る』根拠とすることができます。また、特許権者が送付した「警告状」により特許の侵害を具体的に指摘する方法以外に、包装、説明書、カタログ等も「知り得ること」の証明として挙げることができます。

新法改正草案	第百条　特許物には特許証書の番号を表示しなければならない。特許物に表示することができない場合、ラベル、包装又は其の他他人が認識しうる顕著な方法で表示することができる。表示を付け加えなかった場合、

	損害賠償請求時に侵害者がそれを特許物品と明らかに知りながら、又は知り得ることを証明するに足りる事実があることを立証しなければならない。
現行法	第七十九条　特許権者は、特許に係る物品又はその包装に特許証書の番号を表示しなければならず、また実施権者又は強制実施権者にも番号の表示を要求することができる。表示をしなかった場合、損害賠償を請求することができない。但し、権利侵害者が特許物品であることを知っていて、又はそれを知り得ることを証明するに足りる事実がある場合は、この限りでない。
改正草案立法趣旨	一、 条項の番号を変更する。 二、 特許表示の目的は、主に特許権者が特許物に明確に表示をすることを奨励し、他人の特許権を侵害しないよう公衆の注意を喚起することにある。現行法の「表示をしなかった場合、損害賠償を請求することができない」との規定は、特許表示が特許侵害の損害賠償を提起する前提条件又は特別要件であるとの誤認を引き起こしやすい一方、見解が多岐に分かれることにも繋がる。法適用の疑義を生じさせないために、現行法所定の「損害賠償を請求することができない」との規定を削除する。 三、 また、一部の特許物はその体積が極めて小さいこと、個別包装なしのもの又は特殊な性質により、特許物本体又はその包装に表示するのに適さないので、例えば、チップに関わる特許の場合は、その特許物又はその包装における特許証書番号の表示という要求が、行き詰まることは明らかである。また、施工（工事）方法特許は、実際に物又はその包装に表示することができないことを酌量した上、アメリカ特許法第２８７条及びイギリス特許法第６２条第１項の規定を参考にし、特許表示の方法を特許物に表示することを原則とし、物に表示できないとき、ラベル、包装又は其の他他人が認識しうる顕著な方法で表示することができると改正する。もし、表示を付け加えなかった場合、損害賠償請求時に侵害者がそれを特許物と明らかに知っていたか、又は知り得ることを証明するに足りる事実があることを立証しなければならない。 四、「物品」を「物」に改正した理由は、改正条文第 58 条の説明三と同じである。